

奈良県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療法人南風会	株式会社夢くい ばく	生駒市東新町六 一二三	訪問看護ステー ション等の名称	訪問看護ステー ション等の所在 地	指定年月日
吉野郡下市町大 字阿知賀六二一 番地の一	ばくりハビリ訪 問看護ステーシ ョン	生駒市東新町六 一二三	訪問看護ステー ション光	檀原市五井町二 四七	平成三十年 二月一日